

家内労働の現状

厚生労働省では、委託状況届等を基に各都道府県労働局が把握した家内労働者数等家内労働の概況について毎年10月時点の状況を取りまとめ、家内労働対策の基礎資料としています。

令和7年度の調査結果から、家内労働の現状をみると次のようになります。

1 家内労働従事者（図1）

令和7年10月1日現在、家内労働に従事する者の総数は87,838人で、その内訳をみると、製造業者や販売業者から委託を受け、主として自宅で物品の製造、加工等に従事している家内労働者は85,177人、また、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は2,661人となっています。

2 家内労働者

(1) 推移（図1）

家内労働法が制定された昭和45年度以降の家内労働者数の推移をみると、昭和48年度の1,844,400人がピークでしたが、令和7年度は85,177人となっています。

(2) 男女別（図1）

家内労働者数を男女別にみると、男性が9,472人であるのに対し、女性は75,705人と全体の88.9%を占めています。

(3) 類型別（図1）

家内労働者数を類型別にみると、家庭の主婦などが従事する内職的家内労働者が80,291人で全体の94.3%と大部分を占め、世帯主が本業として従事する専門的家内労働者は2,728人（3.2%）、農業や漁業の従事者等が本業の合間に従事する副業的家内労働者は2,158人（2.5%）となっています。

(4) 業種別（図2）

家内労働者数を業種別でみると、貴金属製造、がん具花火製造などの「その他（雑貨等）」を除くと、衣服の縫製、ニットの編立てなどの「繊維工業」が18,973人（22.3%）と最も多く、次いでコネクタ差しなどの「電気機械器具製造業」が10,393人（12.2%）となっています。

(5) 都道府県別（図3）

家内労働者数を都道府県別にみると、東京都が7,333人と最も多く、次いで愛知県が6,233人、大阪府が6,186人となっています。

(6) 危険有害業務に従事する家内労働従事者数（図5）

危険有害業務に従事する家内労働従事者数は6,882人で、家内労働従事者数に占める割合は7.8%となっています。

業務の種類別にみると、動力ミシンやニット編み機など「動力により駆動される機械を使用する作業」が4,944人と最も多く、危険有害業務に従事する家内労働従事者全体の71.8%を占めています。

3 委託者

(1) 委託者数（図1）

令和7年10月1日現在の委託者数は6,249で、その内訳をみると、製造又は販売業者が5,914、製造又は販売業者から製造、加工等を請負い、これを家内労働者に委託する請負業者が335となっています。

(2) 業種別（図6）

委託者数を業種別でみると、「繊維工業」が2,016(32.3%)と最も多く、「その他（雑貨等）」を除くと、次いで「電気機械器具製造業」が686(11.0%)となっています。

(3) 1委託者当たりの平均家内労働者数（図7）

1委託者当たりの平均家内労働者数は13.6人で、業種別にみると、「ゴム製品製造業」が20.4人と最も多く、「その他（雑貨等）」を除くと、次いで「印刷・同関連及び出版業」が17.9人となっているのに対し、「皮革製品製造業」は8.5人と最も少なくなっています。

4 代理人

(1) 代理人数

委託者は、多数の遠隔地の家内労働者に仕事を委託する場合に、自らが直接家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支払い等を行うことが距離的、時間的に難しいことから、これらの業務を行わせるため、家内労働者との間に代理人を置いていることがあります。その数は令和7年10月1日現在261人となっています。

(2) 業種別

代理人数を業種別にみると、「その他（雑貨等）」を除くと、「繊維工業」が48人(18.4%)と最も多く、次いで「電気機械器具製造業」が29人(11.1%)、「印刷・同関連及び出版業」が23人(8.8%)となっています。

図1 家内労働者数（男女別）および委託者数の推移

資料2-1②

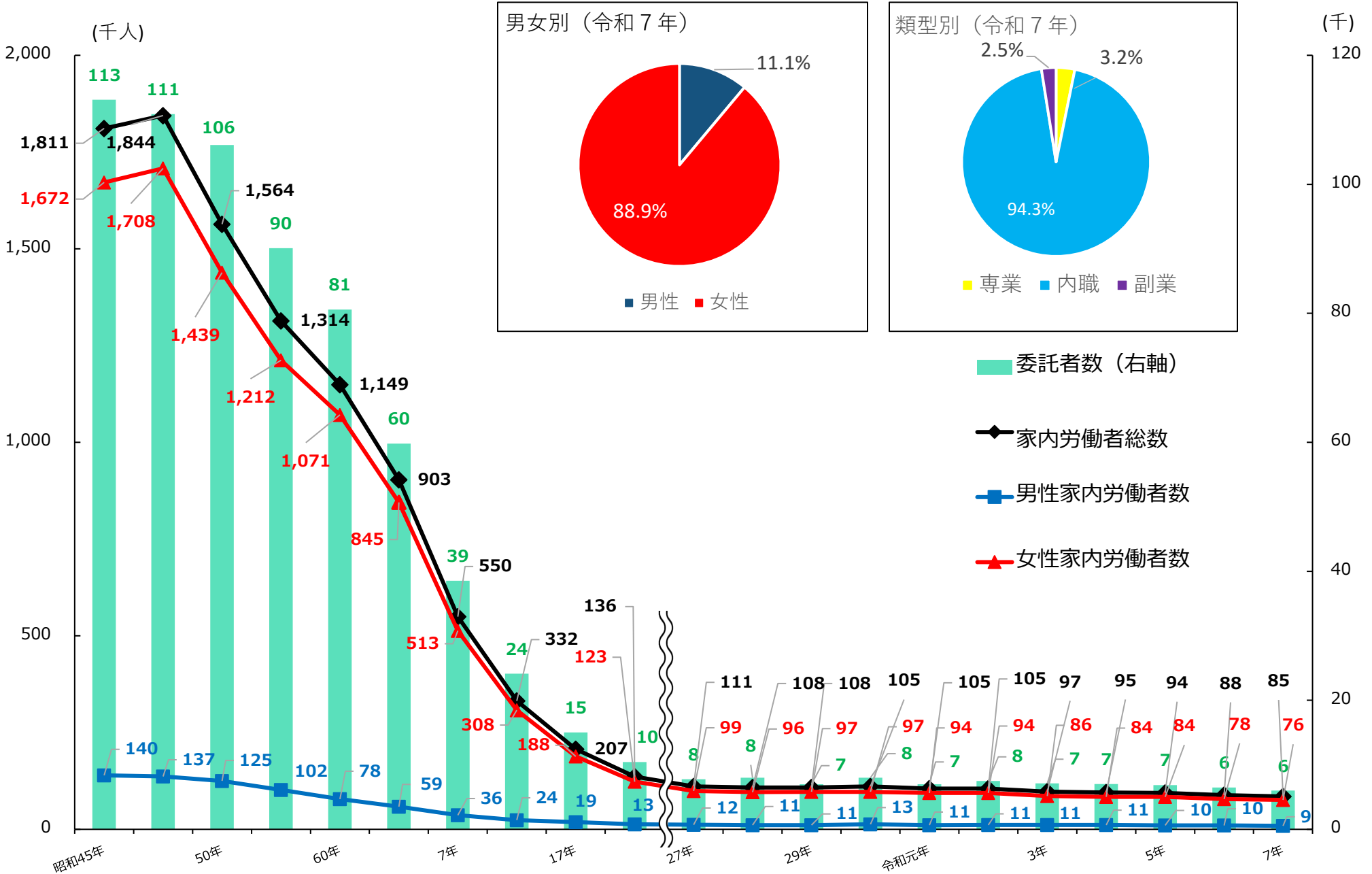


図2 業種別家内労働者の割合

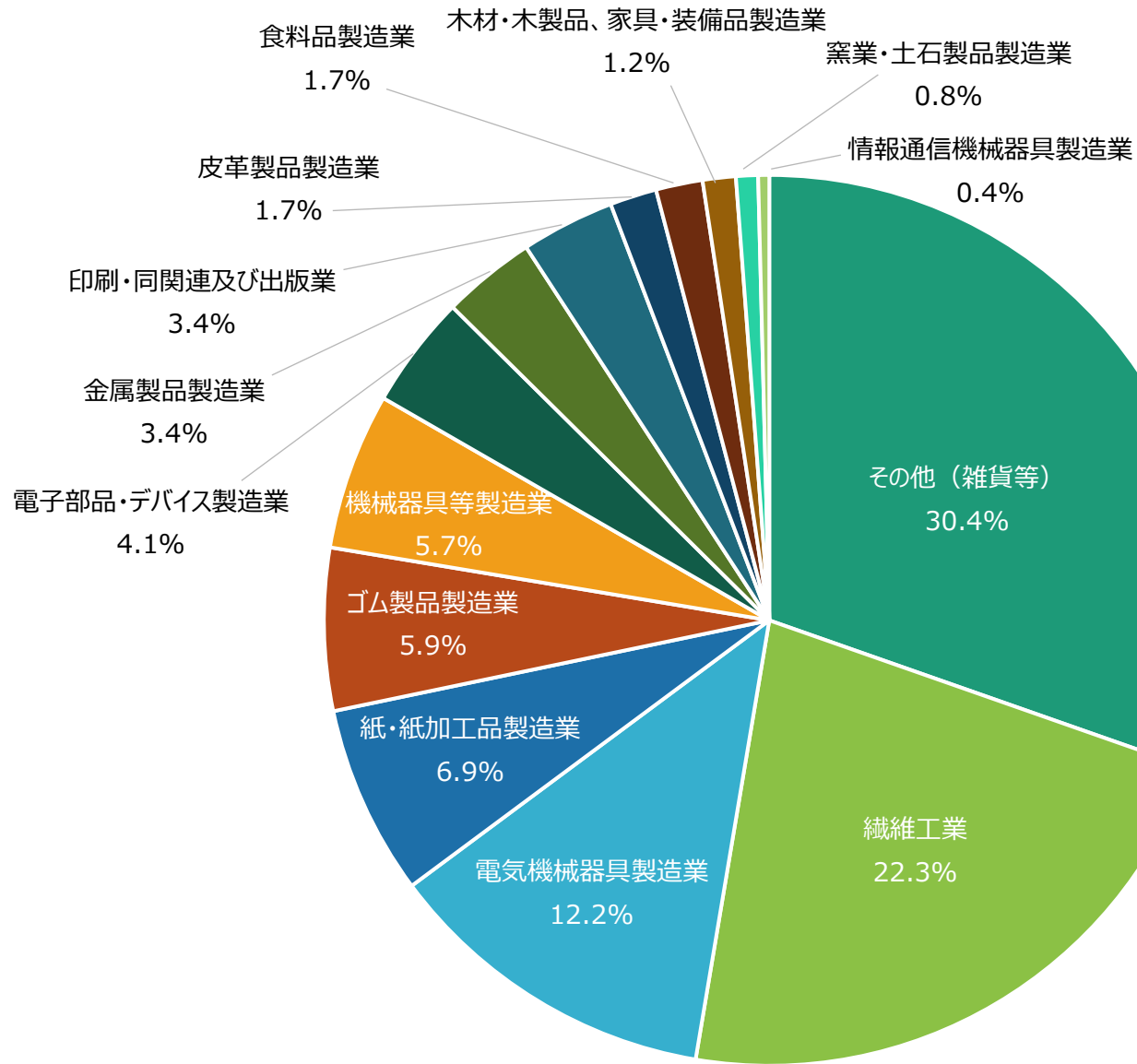


図3 都道府県別家内労働者数

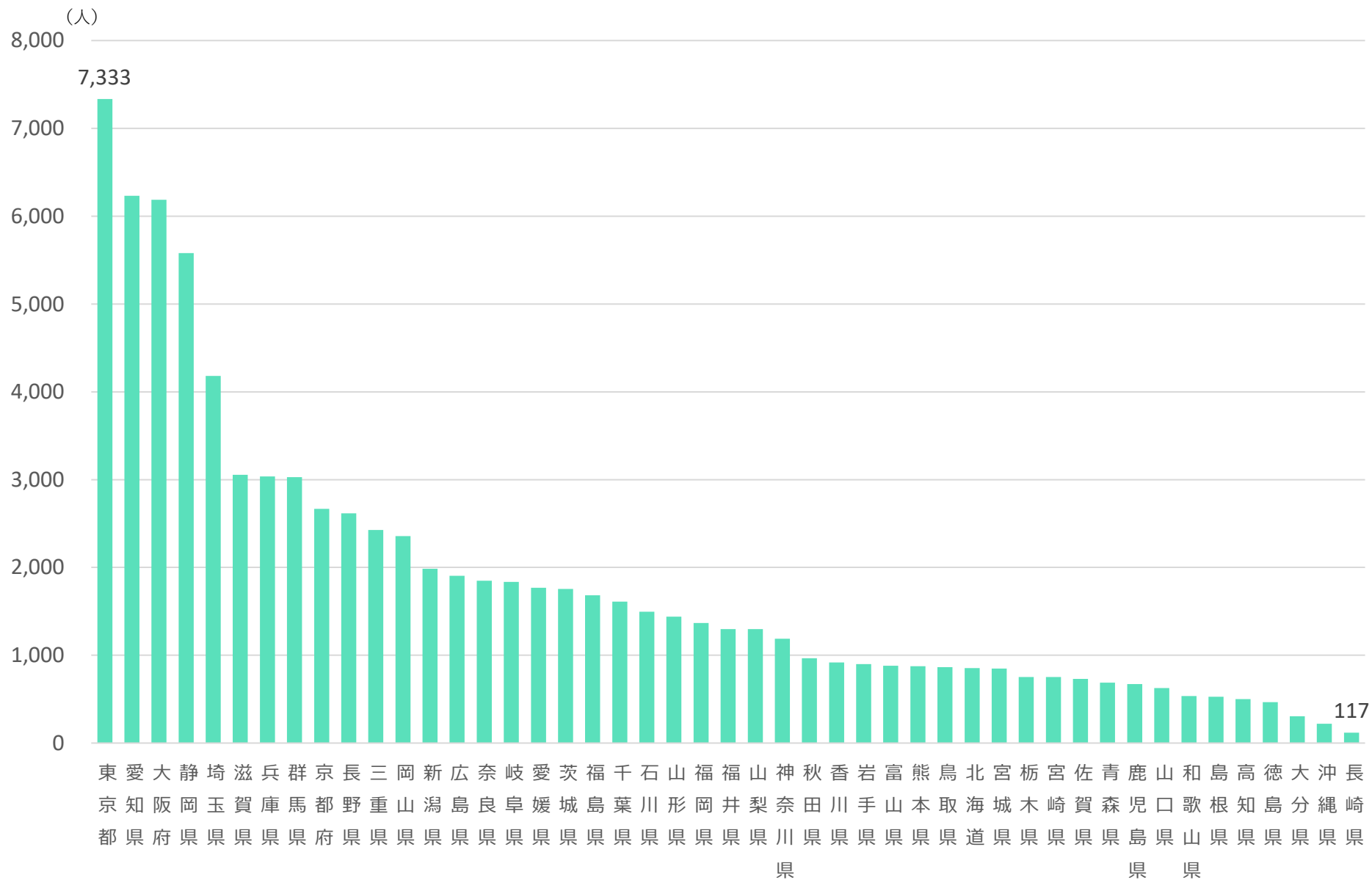


図4 都道府県別委託者数

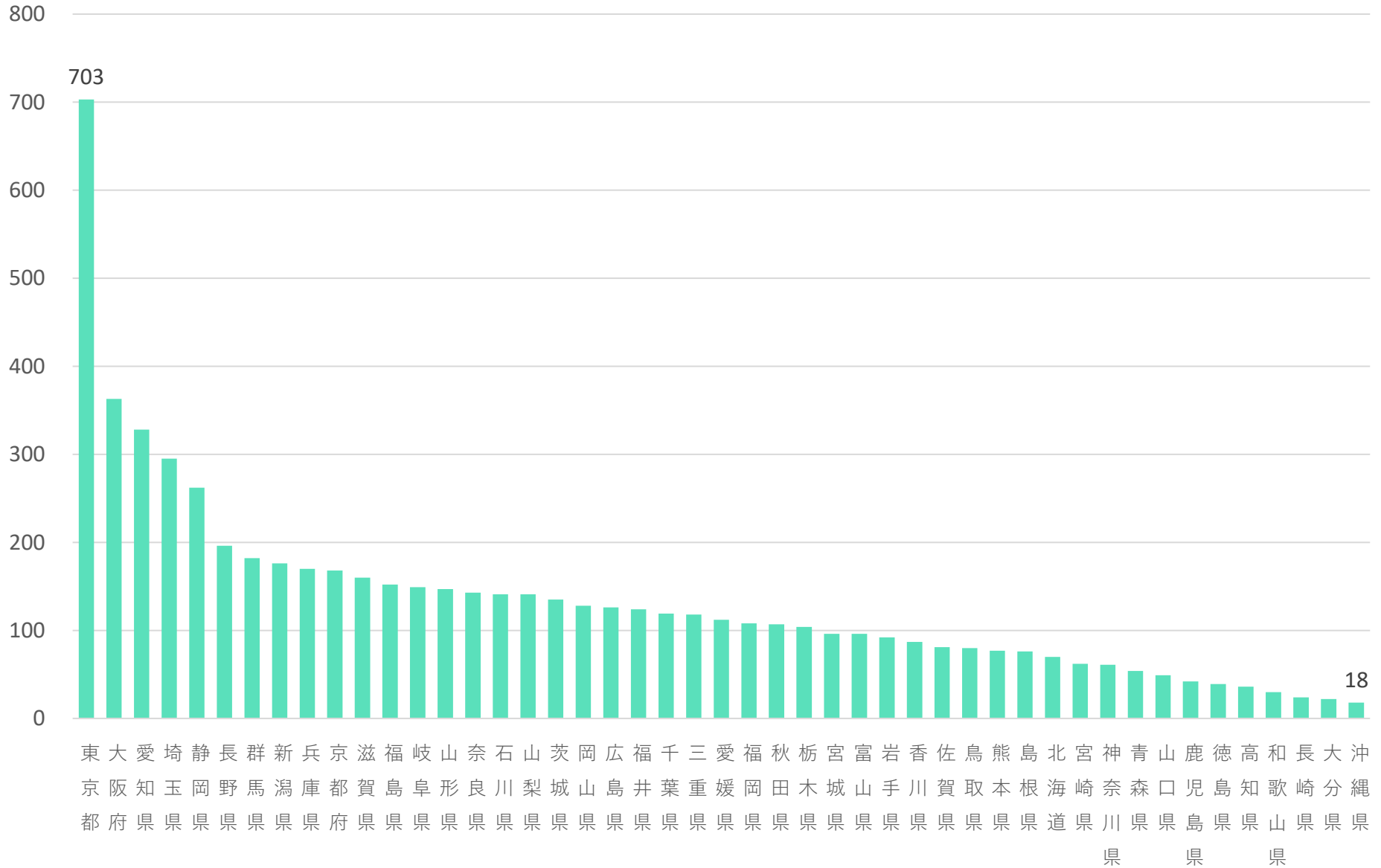


図5 危険有害業務の種類、性別及び類型別危険有害業務に従事する家内労働従事者数

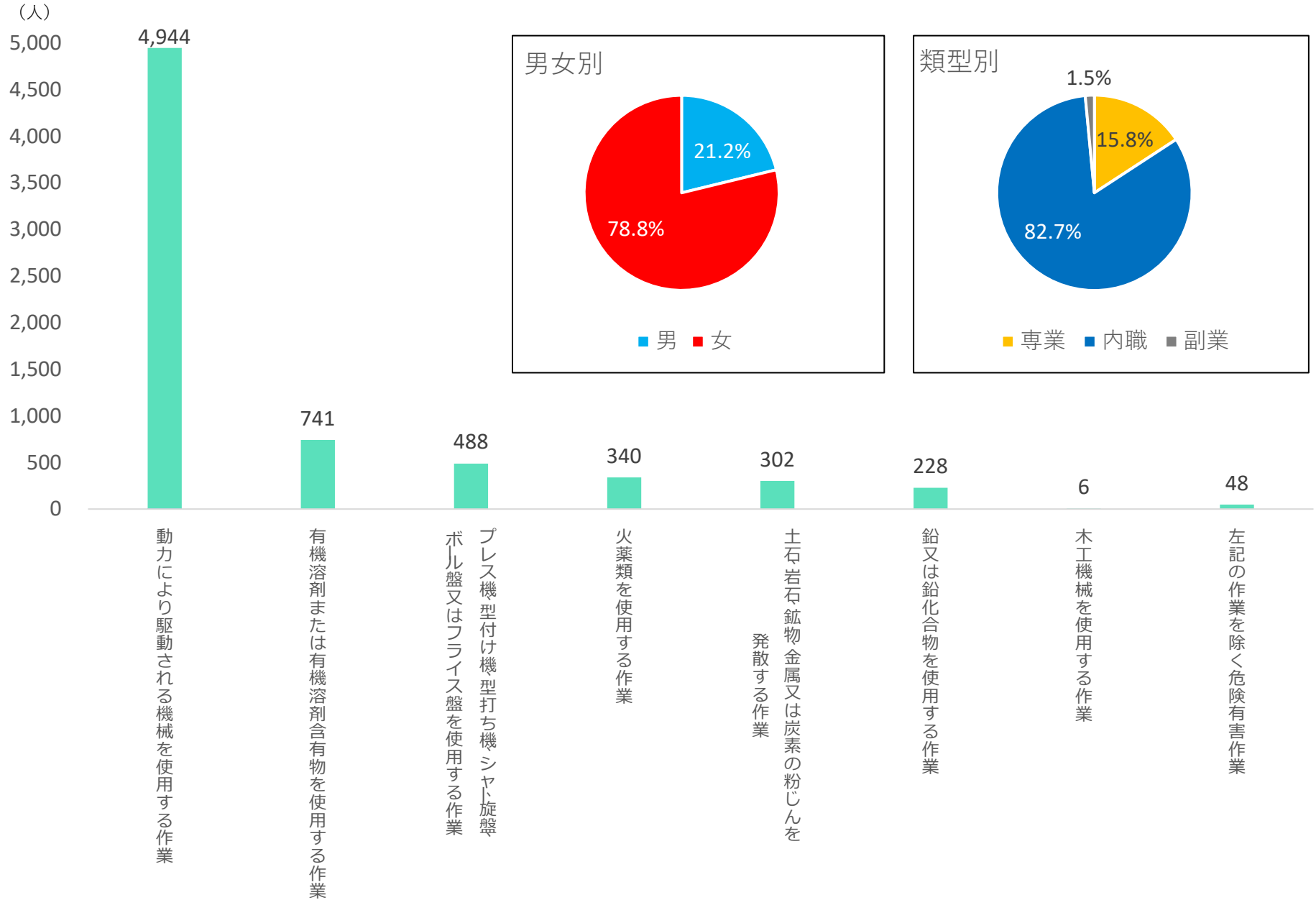


図6 業種別委託者数

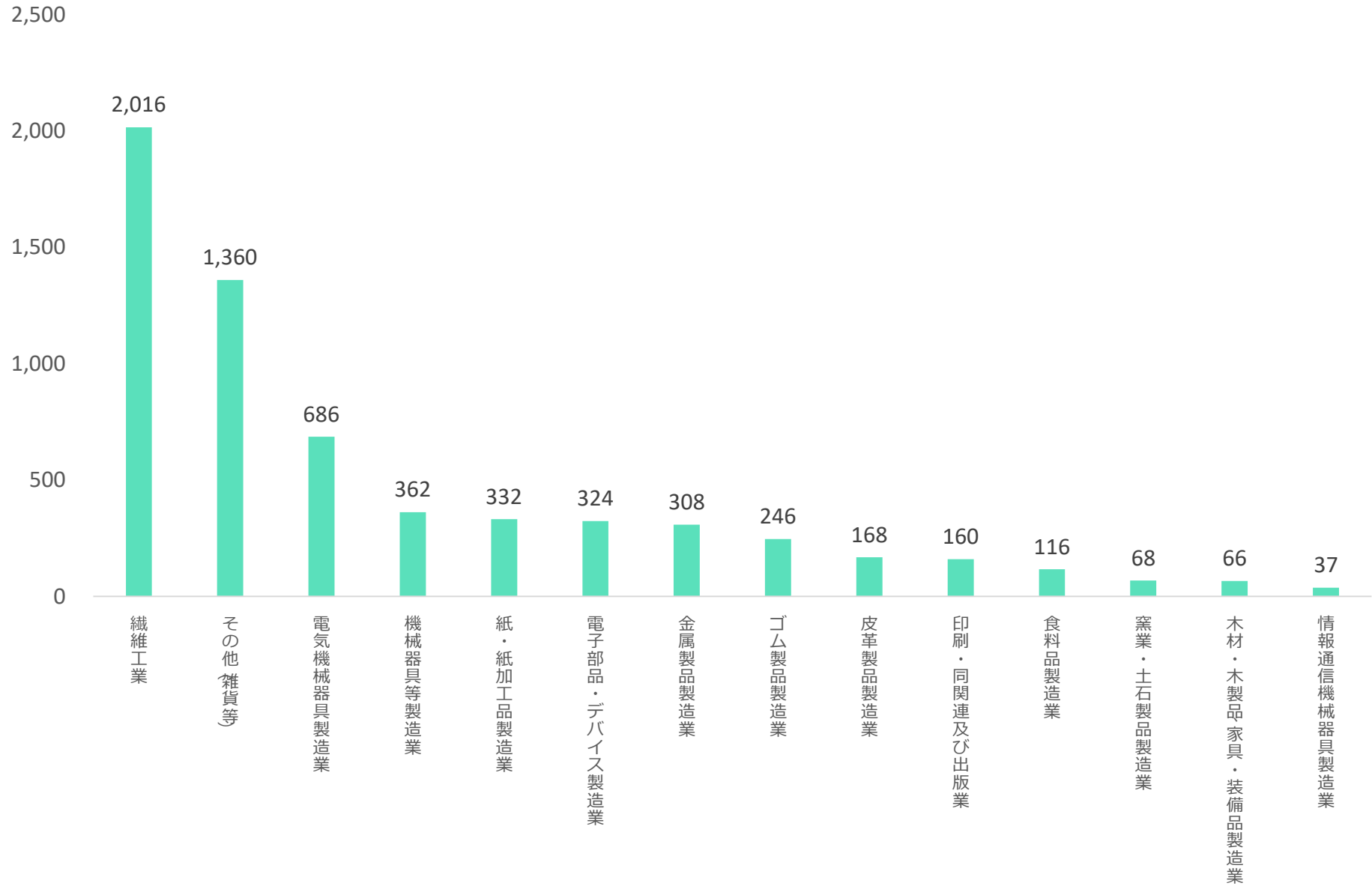


図7 業種別1委託者当たりの平均家内労働者数

25 (人)

